

大阪南労働基準監督署発表
令和8年3月5日（木）

【照会先】
大阪南労働基準監督署
（電話）
06-7688-5580

労働安全衛生法違反の疑いで書類送検

（局所排気装置等の設備を設けなかった疑い）

令和8年3月5日、大阪南労働基準監督署（署長 しおじり 塩尻 ただし 公）は、テム化学工業株式会社及び同社代表取締役を労働安全衛生法違反の疑いで大阪地方検察庁に書類送検しました。

1 被疑者

- テム化学工業株式会社（以下「被疑会社」という。）
本社所在地 大阪府堺市堺区
事業内容 金属製品塗装業
- 同社代表取締役A（以下「被疑者A」という。）

2 違反条文等

被疑会社及び被疑者Aについて、
労働安全衛生法違反
同法第22条第1号
同法第27条第1項
有機溶剤中毒予防規則第5条
同法第119条第1号（罰則）
同法第122条（両罰）

3 事件の概要

被疑者Aは、令和7年7月22日、大阪市住之江区に所在する被疑会社の工場内において、労働者Bに第二種有機溶剤を含有する塗料を用いて金属製品の塗装作業を行わせるにあたり、同作業場所に、有機溶剤の蒸気の発散源を密閉する設備、局所排気装置又はプッシュプル型換気装置を設けず、蒸気等による労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講じなかった疑いがあるものです。

4 その他

適用法条文は別紙のとおり。

適用法条文

労働安全衛生法

第二十二條 事業者は、次の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

一 原材料、ガス、蒸気、粉じん、酸素欠乏空気、病原体等による健康障害

二～四 略

第二十七條 第二十条から第二十五条まで及び第二十五条の二第一項の規定により事業者が講ずべき措置及び前条の規定により労働者が守らなければならない事項は、厚生労働省令で定める。

2 略

第百十九條 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第十四条、第二十条から第二十五条まで、（中略）の規定に違反した者

二～四 略

第百二十二條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第百十六條、第百十七條、第百十九條又は第百二十條の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本條の罰金刑を科する。

有機溶剤中毒予防規則

第五條 事業者は、屋内作業場等において、第一種有機溶剤等又は第二種有機溶剤等に係る有機溶剤業務（第一条第一項第六号ヲに掲げる業務を除く。以下この条及び第十三条の二第一項において同じ。）に労働者を従事させるときは、当該有機溶剤業務を行う作業場所に、有機溶剤の蒸気の発散源を密閉する設備、局所排気装置又はプッシュプル型換気装置を設けなければならない。